



# はい！消費生活相談窓口です

最近多いトラブル

## 「お試しの健康食品」のつもりが、 定期購入だった！

**\* 申込み前に、購入内容や解約条件を  
しっかり確認しましょう！**

Qスマホで「飲むだけでやせる、お試し価格500円」という広告を見つ  
け、注文したところ、一回だけと思っていたが、3ヶ月間の定期  
購入でした。

やめたいと電話をしたが、断られました。返品はできませんか？

A・通信販売は、クーリングオフの適用はなく、一方的には解約でき  
ません。

・「広告や商品と一緒に届いた書面に定期コースと記載があり、販  
売会社が設けた解約期日が過ぎた場合、解約は販売会社との話し  
合いが必要です。

・返品ができるかどうかの規約は表示が必要で、販売会社があらか  
じめ決めています。

\* 利用する時には、購入や返品の条件をしっかりと見て検討を！  
届いた商品に同封された書面もしっかり確認しましょう。



**\* 通信販売はクーリングオフの  
対象ではありません**

お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

役場住民生活課

☎0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター

☎0859-34-2648 (平日・土日)

## 償却資産申告書の提出は

### 1月31日(水)までです

申告対象となる償却資産(例)

【農業】

・乾燥機、動力噴霧器、堆肥舎、定  
植機など

【漁業】

・漁船、漁網、魚群探知器、無線機  
など

【小売店】

・商品陳列ケースなど

【理容業・美容業】

・理美容椅子・洗面設備・サイン  
ポールなど

【飲食店】

・厨房設備、レジスター、冷蔵庫な  
ど

【再生可能エネルギー発電事業】

・太陽光パネル、架台、附属装置な  
ど

◆提出期限 1月31日(水)

◆提出先 税務課、各支所総合窓口

室

◆問い合わせ先

税務課

☎0859-54-5208